

保護者の皆さんへ

大阪市教育委員会

### 教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化について

本市において、教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取りについては、業務上必要な範囲で行われているものがほとんどですが、一方で業務連絡や指導とは関係のない不適切なやり取りが行われた事例が全国において文部科学省へ報告され、文部科学省は各都道府県に対し、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやり取りを禁止し、業務上必要な場合であってもその取扱いを明確化するよう通知しました。

このことを踏まえ、本市では、教職員がSNS等を利用して指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止するため、次のとおりルールを定めましたので、保護者の皆さんにおかれましては、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

#### SNS等によるやり取りの原則禁止

校園長の承認なく教職員と児童生徒との間でSNS等を利用することは認めません。

ご家庭においても、お子さまにお伝えいただくようご協力をお願いします。

#### SNS等の利用承認の手続き

教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合であって、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールで代替することができない特段の理由があり、やむを得ず教職員と児童生徒との間でSNS等の利用が必要な場合は、事前に校園長の承認を得るものとします。

また、事前の承認にあたっては、保護者の皆さんにご理解を得られるよう学校から必要性など利用目的を説明します。

#### 部活動の連絡には欠席連絡等アプリなどを活用

部活動をはじめとする学校からの連絡でSNS等を利用している場合、SNS等の利用を中止し、欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールに切り替えます。